

-----  
1. はじめに

6月9日、地球環境問題に関するゲストスピーカー講演が実施された。しかし私は、その回に出席できなかった。なぜなら、教職課程における「介護等体験」の体験実習として、県立藤沢養護学校を訪問していたためだ。教員免許を取得するためには2～3週間の教育実習の他に、1週間の「介護等体験」という関門をくぐらねばならない。

それではこの介護等体験の制度は、どのような法を根拠に実施されているのだろうか。本レポートでは、実施から10年近く経ち教員免許取得においてほぼ当たり前になってきた介護等体験が、どのような趣旨で・どのような手続きをへて実施されているかを探る。またその考察から、各種行政行為がどのように法によって規定されているかを概観する。

2. 教職課程と介護等体験 ～慶應を例に～

法を読んでいく前に、教職課程と介護等体験について、筆者の所属する慶應義塾大学教職課程センターでの制度を例にとってまとめてみよう。

教員免許状を取得するためには、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の2系統からそれぞれ定められた単位数の授業を履修する必要がある。免許交付においては、大学での単位取得証明や、教育実習後に実習先から交付される証明書などの書類を各都道府県教育委員会に提出しなければならない。（ちなみに教育実習は、教職に関する科目の1科目であり、実習を実施し所定の指導を受けることで単位認定もなされる）

介護等体験は現在、厚労省所管の社会福祉法人（主に老人介護施設）へ5日間、文科省所管の特別支援学校（いわゆる養護学校）に2日間、計7日間の体験実習を行うのが一般的である。両者ともに、単なる見学に終始せず、利用者との交流のほかに、実際の実務をこなす場合もある。

実習先については、自己開拓が基本の教育実習とは異なる。自身がどこかの社会福祉法人で、7日間の実習に相当する分の奉仕活動をしている場合には特例的に証明書が発行されるが、そのようなことはほとんどない。大半の学生は、大学側に一括して実習先を斡旋してもらい、実習活動を行う。

慶應の教職課程センターでは、「介護体験実習」という科目を設置している。介護等体験の実習に参加し所定の指導を受けることで単位を得ることができるのだ。学生は履修と同時に、大学側に介護体験実習の日程調整を申し出る。慶應では、神奈川県と東京都の社会福祉法人・特別支援学校での実習が可能である。特別支援学校の場合はあらかじめ実習校・実習可能日程が明示されており、都合に合わせて希望を出す。他方社会福祉法人の場合、大学と都県の社会福祉協議会（以下、社協）との協議で実習先が決まるため、学生に選択権はない。学生は実習不可能な日程をあらかじめ申請し、それ以外の日程で実習先と予定日が決定する。実習先の決定と並行して、事前指導が数回組まれ、予定の期日になると体験先で実習を行うのである。

上記の要領で筆者は、6月8・9日に特別支援学校体験を終え、来る8月17日からは荒川区の特別養護老人ホームでの体験を行う。この両者で実習修了の証明書の発行を受け、その証明書を免許交付時に提出することで、晴れて教員免許を手にするようになる。

3. 根拠法を読む

では、上記に見てきたような事実上の制度は、どのような法律によって規定されているのだろうか。介護等体験の根拠法は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下、特例法）という法律である。この法律は、田中眞紀子氏を中心とする国会議員による議員立法によって制定された。

条文の1条ではこの制度の趣旨について、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深める」・「教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する」と述べられている。また介護等体験特例法の施行について（文部次官通達）によれば、本法の目的は「人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」とされている。特に高齢者介護や障がい者支援の現場を見ることで、人間のコミュニケーションのなかで最も基本的な部分を理解すると同時に、教職について以後、介護について児童生徒にその体験を語るができるようにする、という立法目的が伺える。

さて、この法律は特例法であるが、その特例とは何か。条文の2条では、教育職員免許法（以下、免許法）第五条第一項（免許状の授与に関する条文）における「定める単位を『修得した者』」という部分を「修得したもの（…（中略）…七日を下らない範囲内において…特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で…体験を行った者に限る。）」と読み替える、としている。つまり、特例法によって免許法の規定を読み替え、それにより制度を構成している。この場合、免許法を改正せず、特例法による解釈変更によって、教員免許取得を目ざす学生に介護等の体験を義務化している。また特例法の3条では、各関係機関の協力を努力義務として課している。同じく4条では、採用試験の選考にあたって、体験内容を勘案することを課している。

4. 施行規則／通達は何を示すのか

特例法の内容は、前章でカバーした通りである。しかし、特例法のたった4条の条文からは、2章で整理した制度内容の全てを補うことができない。では法を施行する際の施行規則や通達はどのような内容になっているのだろうか。

たとえば、社会福祉法人5日間、特別支援学校2日間というのは、介護等体験特例法の施行について（文部事務次官通達）に示されているものである（ちなみに7日間という日数規定は施行規則1条に定められている）。また、実習先については、社会福祉法人といえども保育園では実習ができないが、これについては施行規則の2条に、各種法律を根拠にした社会福祉施設が限定的に掲載されている。さら

に、実習先を自己開拓するのではなく、大学とりまとめて都道府県社協・教育委員会を窓口とすることについては、事務次官通達の(4)(5)にその旨が記載されている。加えて、介護等体験を行う際は、体験費を支払う必要があるが、これについては事務次官通達に記載がされているのみである。  
結局、制度の細かな部分を規定しているのは、国会決議に依らない、省令や通達であることが分かった。

## 5. まとめ

以上、介護等体験の制度を、法の面から改めて見てきた。そして今回分かったこととしては2つである。1) 実際の根拠法である特例法は、制度の目的と根幹を規定しているだけである。2) 制度の細かな部分を規定しているのは国会決議に依らない省令や通達である。冷静に考えれば、制度を時代のニーズに合わせながら運用していくために、いちいち国会決議を経ているようでは、円滑な運営をすることができない。介護等体験に限らず、すべての行政制度はこのような法体系によって運営が成されているということを改めて認識した。

なによりも、実習をおこなう我々教職課程履修生は、特例法の目的にある「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識」「教員としての資質の向上」「義務教育の一層の充実」を念頭において実習に望まねばならないと思う。

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス 2009年度春学期「法と社会」最終レポート  
自由論題『介護等体験の根拠を探る ～行政制度と法の関係～』

氏名：遠藤 忍

学籍：総合政策学部3年/70701546

連絡：s07154se@sfc.keio.ac.jp

字数：2963字（-----で挟まれた部分のみ）

## 参考文献：

- 慶應義塾大学教職課程センター，2009，『教職課程履修案内 2009(平成21)年度』
- 2009.07.10確認，「介護等の体験」，『フリー百科事典・ウィキペディア (Wikipedia)』，<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%BD%93%E9%A8%93>
- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年六月十八日法律第九十号）」，法令データ提供システム，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0090.html>
- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年十一月二十六日文部省令第四十号）」，法令データ提供システム，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09F03501000040.html>
- 「教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百四十七号）」，法令データ提供システム，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0147.html>
- 1997，2009.07.10確認，文部科学省，介護等体験特例法の施行について（関係省令等の公布、文部事務次官の通達），[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/09/11/971105.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/09/11/971105.htm)
- 1997，2009.07.10確認，小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（文教教第二三〇号），[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19971126001/t19971126001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19971126001/t19971126001.html)